

## 令和6年横瀬町農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月25日(木) 午前10時から10時25分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(12人)

会長	5番	富田哲夫
会長職務代理者	2番	浅見明仕
農業委員	1番	武藤量司
	3番	八木原智宏
	4番	若林想一郎
	6番	小泉茂樹
	7番	町田幸広
	9番	平沼邦夫
	10番	千島孝夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼良一
	第2	関口孝夫
	第3	石黒夢積

4. 欠席委員(1人)

農業委員	8番	村越聡
------	----	-----

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田勝一
書記	浅見聡
	赤岩亮輔

## 7. 会議の概要

議 長 皆さん、おはようございます。ご苦労さまです。お暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、そろいましたので、会議を始めさせていただきます。

本日、8番、村越聡委員から欠席の旨の通告がありましたので、ご報告を申し上げます。

本日の出席委員は12名でございます。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第7回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名を申し上げます。

3番、八木原智宏委員、4番、若林想一郎委員のご兩名にお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件と議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件の2件でございます。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

ここで、会議規則第11条の規定に準じまして、2番、浅見明仕委員の退席をお願いいたします。

〔2番浅見明仕委員退席〕

議 長 日程第3、議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第8号につきまして、事務局から説明を求めます。

事 務 局 議案第8号について説明いたします。

議案第8号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台

帳地目は畑、現況地目は宅地で、計画面積は106平方メートルとなります。申請者は、議案書にございますとおり町内在住の方です。申請理由は、物置用地であります。

4ページ目をご覧ください。案内図1で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、川東14区、荒船医院より南に約250メートルのところが申請地になります。

本申請は、当該農地に既に倉庫が建造されておりますが、申請人の娘家族の自己用住宅を隣接地へ建設する検討をした際に、当該農地が農地であることが判明したために提出されたものでございます。今回現状に即した状態に是正すべく、始末書を添付しての申請となっております。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、7月21日午前9時頃、補助委員の武藤農業委員と現地確認を行いました。場所は、荒船医院から南方面に約250メートルのところにある農地です。

事務局の説明にもありましたが、現状に即した状態に是正する申請でありますので、当該農地にある物置は日常的に利用しているもので、生活する上で必要なものと判断されます。このため、是正のための転用はやむを得ないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員、1番、武藤委員、お願いします。

武藤委員 補助委員の武藤です。よろしくお願ひします。上程されました議案第8号につきましては、申請書並びに添付書類をもって、平沼推進委員さんとともに7月21日に現地を確認いたしました。

話によりますと、おじいさんが織物業とかいろいろやっていたときの昭和20年代のときに建てられたものだと思います。周辺農地も全て申請人の土地でありますので、転用はやむを得ないと思います。よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

質疑のある方は挙手をもってお願いします。よろしいでしょうか。質疑なしと認めてよろしいでしょうか。

〔「なし」〕

議 長 それでは、お諮りいたします。

上程中の議案第8号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。浅見明仕委員を除いて全員賛成です。

よって、議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

続きまして、日程第4、議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第9号番号1につきまして事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第9号番号1について説明いたします。

議案第9号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目は田、現況地目は畑及び宅地で、計画面積は211平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり秩父市所在の方で、譲渡人は議案書にございますとおり横瀬町在住の方です。申請理由は自己用住宅で、権利の種類は使用貸借権の設定30年となっております。

5ページ目をご覧ください。案内図2で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、川東14区、荒船医院より南方に約250メートルのところが申請地になります。

譲受人は、夫婦と子供1人の3人でのアパート住まいですが、手狭となり、将来的な生活を見据え、父母宅と隣接した当該農地での自己用住宅を

建設したいとのことでの申請でございます。農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。  
続きまして、担当委員の説明に移ります。  
担当委員の平沼推進委員、お願いします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第9号番号1、農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、7月21日午前9時頃、補助委員の武藤農業委員と現地確認を行いました。場所は、荒船医院から南方面に250メートルのところにある農地です。事務局の説明にもありましたが、譲受人がアパートでの生活が手狭となり、父母宅と隣接する土地での自己用住宅の建設をしたいということで転用申請があります。周辺には住宅地があり、子育てや親世代との関係を踏まえて、今後の生活の安定のためであれば、転用はやむを得ないと判断されます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、補助委員の説明に移ります。  
補助委員1番、武藤委員、お願いします。

武藤委員 補助委員の武藤です。上程されました議案第9号番号1につきまして所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査しまして、7月21日午前9時頃、平沼推進委員さんと共に現地確認を行いました。現場は、先ほどの4条と同じ隣接する土地でありまして、やはりおじいさんが昔織物関係の女工さんが住む建物として造られたもので、申請人本人たちの新婚時代もここに住んでいたそうでございます。そういったことで、周辺農地に与える影響はありませんし、転用することはやむを得ないと思います。皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
以上で担当委員の所見を終了します。  
続きまして、質疑に移りたいと思います。  
質疑なしでよろしいですか。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第9号番号1につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第9号番号1、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして、県知事宛てに進達することに決定いたしました。

ここで、会議規則第11条の規定による案件の審議が終了いたしましたので、浅見明仕委員の入室をお願いいたします。

〔2番浅見明仕委員着席〕

議長 浅見委員にご報告を申し上げます。

ただいま審議いたしましたところ、議案第8号及び議案第9号番号1につきましては、全員賛成によって許可相当とすることに決定をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

続きまして、議案第9号番号2につきまして、事務局から説明を求めます。

事務局 議案第9号番号2について説明いたします。

議案第9号番号2の農地の地番は、議案書の地番にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は432平方メートルです。譲受人は、議案書にございますとおり横瀬町で、譲渡人は議案書にございますとおり横瀬町内在住の方です。申請理由は、資材置場・迂回路の一時転用で、権利の種類は使用貸借権の設定6か月間となっております。

6ページ目を御覧ください。案内図3で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、川西16区集落センターの南東約200メートル付近に申請地がございます。この農地について、横瀬町が発注する公共下水道工事に伴い、資材置場及び影響範囲内にある住宅の迂回路として一時転用したいとの申請でございます。

当該農地は、農業振興地域における農用地であり、農地法の規定により原則不許可となっておりますが、農地法施行令第11条第1項第1号イに規定する一時的な利用であり、また同号ロに規定する農業振興地域整備計画

の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、転用可能と判断されます。

なお、農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 続きます。担当委員の説明に移ります。

担当委員の関口推進委員、お願いします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第9号番号2、農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、7月20日午後4時頃、補助委員の町田農業委員と現地確認を行いました。場所は、川西16区集落センターの南東約200メートル付近にあるところにある農地です。今回の申請は、横瀬町が発注する公共下水道の工事に伴い、資材置場並びに影響範囲内にある住宅の迂回路として一時転用するものでありますので、特段問題ないと思われれます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 続きます。補助委員の説明に移ります。

補助委員の7番、町田委員、お願いします。

町田委員 補助委員の町田です。上程されました議案第9号番号2につきまして所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、7月20日午後4時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。今回の申請は、事務局の説明にもありましたとおり、横瀬町が発注する公共下水道工事に伴い資材置場及び影響範囲内にある住宅の迂回路として一時転用するものでありますので、特段問題はないと思われれます。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時24分

議長 会議を再開いたします。

担当委員の所見を終了いたしましたので、質疑に移りたいと思います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。上程中の議案第9号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第9号番号2、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして、県知事宛てに進達することに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理につきましてお諮りいたします。

会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長におきまして整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

(午前10時25分)